

「保険の不正請求は犯罪」

【質問】 「火災保険でお金がもらえる方法」という広告を、ネットで見ました。保険金の使い方は自由で、必ず家を修繕する必要はないと書かれていました。

自宅の雨どいが壊れていますが、保険金を生活費に充てても良いのですか。

【回答】 火災保険は火災だけでなく、自然災害も対象になります。大雪で雨どいが壊れた場合は、保険金が出ます。その使い道は決められていません。

しかし、老朽化によって壊れた場合は保険の対象外です。

ネット広告は、保険金申請のコンサルタント会社です。高額な手数料を請求されたり、不正な申請を指示されたりするケースも。

老朽化が原因なのに「大雪で壊れた」と虚偽の申請をした場合、保険会社から刑事責任を問われることもあります。

不正請求は犯罪です。甘い誘いには注意してください。

(2021.9 広報まえばし掲載)